



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

春には進学や就職で実家を離れ、アパートやマンションで一人暮らしを始める人も多くなります。昨年4月からは18歳以上が「成人」となり、自分の意思だけで契約ができるようになりました。大人がいったん結んだ契約を解約することは容易ではありません。賃貸契約を結ぶ前に次のことに注意しましょう。

◆アドバイス

▶部屋は見学（内見）してから決める

近年は、スマートフォンやパソコンで賃貸住宅を探せるようになりましたが、インターネットの情報だけでなく、希望の条件通りか、問題はないかを必ず見学して確認しましょう。

▶重要事項説明書の内容を確認する

宅地建物取引業者の仲介・代理によって契約を結ぶ場合、重要事項説明が宅地建物取引士により行われます。建物設備の状況、建物使用に

No.207

初めての一人暮らし～契約編～

関する制限、契約の取引条件、退去時の原状回復（部屋を借りる前の状態に戻す）費用などについて説明があります。不明な点、気になる点は納得できるまで質問しましょう。

▶契約書の内容を理解してから契約する

契約内容に納得できない場合は、「契約しない」という判断も必要です。

来月号では、「初めての一人暮らし～入居から退去編～」を紹介します。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)